

大阪市告示第930号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年7月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (ホンダ 白色)	東淀川区下新庄4丁目20番先
自動二輪車 (ホンダ 黒色)	東淀川区柴島2丁目1番先

(建設局総務部管理課)